

つくば市学校給食

食物アレルギー対応マニュアル【概要版】

保護者配布用



はじめに

このマニュアルは、医師の診断に基づき食物アレルギーが明確であることを前提として、給食を中心とした幼稚園生活での管理指導の基本を示したものです。保護者と幼稚園、教育局などが共通認識を持つことで食物アレルギーの事故を防止し、すべての園児が、安全で、楽しい幼稚園生活を過ごすことを目的としています。



保護者の皆様には、幼稚園生活での食物アレルギー対応及び事故防止が適切かつ円滑に行われるためにも、内容をご理解いただきますようお願いいたします。

食物アレルギーとは？

私たちの体には、外敵から体を守る「免疫」という働きがあります。この免疫が、食物や花粉に過敏に反応してしまうことが「アレルギー反応」です。食物アレルギーは食物を食べたり、触ったりした時、食物中のタンパク質に「免疫」が働くことにより発症します。

食物アレルギーの主な症状は？

皮膚の症状	かゆみ じんましん	呼吸器症状	息が苦しい 咳
眼の症状	結膜の充血 かゆみ まぶたの腫れ	消化器症状	腹痛 吐き気 嘔吐
口腔の症状	口内の違和感 腫れ	循環器症状	脈が速い 血圧低下
鼻の症状	くしゃみ 鼻汁	神経症状	頭痛 元気がない

アナフィラキシーとは？

アナフィラキシーとは、皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に重いアレルギー症状があらわれた状態です。時に血圧低下、意識喪失などを引き起こし、生命をおびやかす危険な状態を「アナフィラキシーショック」と呼びます。

また、原因食材を摂取後、運動することによりアナフィラキシー症状が出現することを「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」と呼びます。

つくば市の給食における対応

① 詳細な献立表の提供

- 対象者 比較的症状が軽く、保護者の献立表確認の下、職員と協力して原因食材を判断することができる場合
- 内 容 献立表よりも細かく使用食材を示した献立明細表・配合表(成分表)を配付し、それをもとに保護者の判断で原因食材を含むメニューの配膳をしない。配膳しないメニューに代わり、代替品の持参も可能。症状の程度に関わらず、アレルギーを含む代替品は持参しない。

② 給食全部もしくは一部(牛乳、ご飯、パン)停止(弁当持参)

- 対象者 原因食材の種類が多い、重症度が高いなどの理由で給食を食べることができない場合
- 内 容 給食全部もしくは一部(牛乳、ご飯、パン)を停止し、家庭から弁当を持参する。

③ 除去食提供(乳及び卵のみ)※筑波学校給食センターを除く

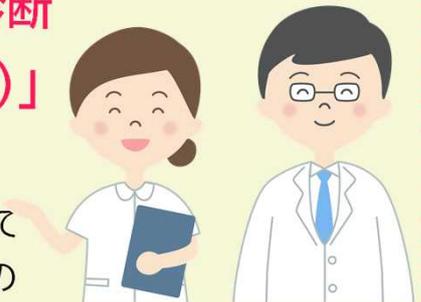
- 対象者 自宅で除去食等の食事療法を行っていて、給食でも対応可能な場合
- 内 容 乳と卵、両方を除去した給食を提供する。除去のみの対応となるため、代替品の持参も可能。症状の程度に関わらず、乳及び卵を含む代替品は持参しない。

食物アレルギー対応をするためには医師の診断

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」

が必要です。

医師から食物アレルギーと診断され、原因食材が特定されている方で、家庭でも医師の指示による食事療法(原因食材の除去など)を行っている方が対象となります。



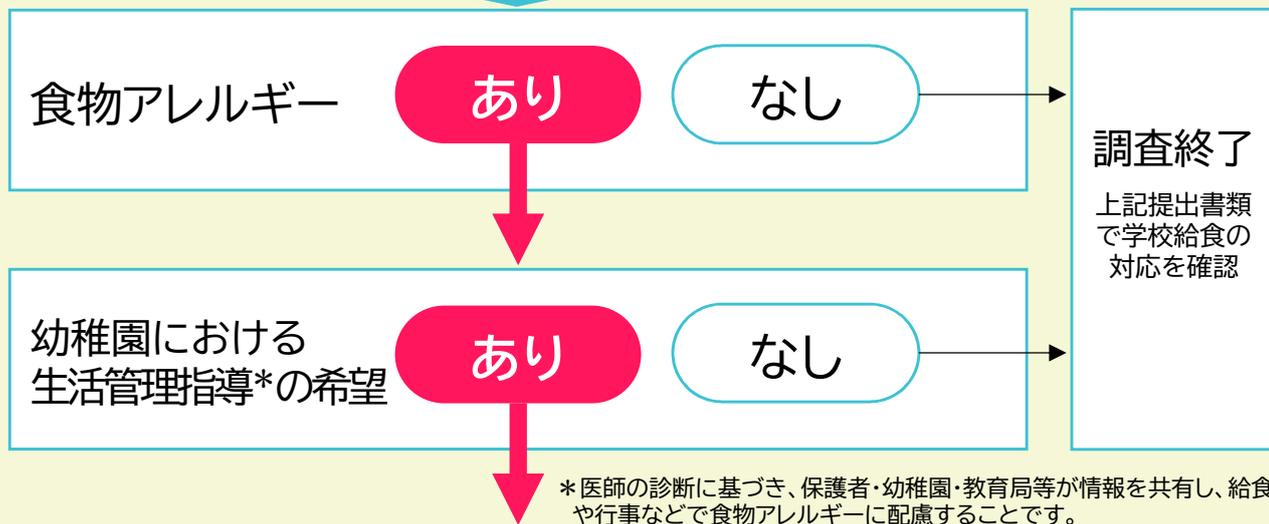
食物アレルギーの留意事項

- アナフィラキシーなど重篤な症状が出るお子様は、事故防止のため、なるべく弁当持参にしてください。
- 献立表の確認等で保護者の方と連絡がつかない場合には、職員が献立表等を確認し、給食を一部提供しないことがあります。
- 調理したメニューから、原因食材のみを除いて食べる対応は望ましくないため、原則、アレルギーを含むメニューは配膳しないこととします。
- 「おかわり」や園児同士の食べ物のやり取りが原因で事故になる場合もあります。お子様の「おかわり」や食べ物のやり取りについて、ご家庭でよく話し合ってください。
- 給食を食べたときなど、違和感があればすぐに職員へ申し出るようお子様にお伝えください。
- 食物アレルギーは、給食だけでなく園外行事や幼稚園で給食以外の食事をする場合など、様々な場面で配慮が必要になることがあります。そのため、学校生活において配慮が必要とする場合は、学校生活管理指導表の提出が必須となります。
- 幼稚園在籍中に食物アレルギーを新規発症した場合には、すみやかに職員に報告をお願いします。



食物アレルギー対応の流れ

	新入園児	在園生(進級時)	転入園児・新規発症者
調査時期	就園時健康診断で提出	1~2月頃の調査で提出	速やかに提出
提出書類	学校給食申出書	学校給食の(対応変更・対応継続)依頼書	学校給食申出書



医療機関を受診し、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」への記入依頼

※医療機関の受診料等は保護者負担

個別面談の実施

	新入園児	在園生(進級時)	転入園児・新規発症者
時期	1~3月 (入園説明会時等)	3~4月 (希望者のみ)	随時
実施内容	「個人カルテ」、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に基づき、「つくば市食物アレルギー面談票」に沿って、幼稚園での対応方法について話し合う。		
面談者	管理職、担任、食物アレルギー担当者(給食主任、保健主事等)、給食センター栄養士、健康教育課等		

対応開始

※対応内容に変更がある場合は、「学校給食の(対応変更・対応継続)依頼書」を提出し、面談を実施する。

教育局から「学校給食対応決定通知書」が保護者宛てに通知される

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出について

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)は、原則年1回の提出が必要です。

次年度以降も引き続き学校における管理指導を希望する保護者の方には、学校から毎年12月下旬~1月中旬に医療機関の受診を依頼します。

Q&A

Q. 食物アレルギー対応にはどうして医師の診断が必要なのですか？

A. 正確な情報にもとづいた適切な対応を行うためです。

食物アレルギーは、かゆみのような軽い症状ばかりではなく、生命をおびやかす重篤な状態になることもあります。幼稚園がこうした園児を対応するにあたり、保護者からの申し出のみを対応の根拠とすることは好ましくありません。

また、長期間医師の診断を受けていないため食物アレルギーかどうか不明確である園児を対象とすると、対応に関わる貴重な人員や設備が拡散されてしまい、本当に対応が必要な園児に対する注意が行き届かなくなってしまう危険があります。

そのため、つくば市では、食物アレルギー対応を行う園児には、医師の診断を求めています。

Q. 学校生活管理指導表は毎年提出する必要があるのですか？

A. 年1回の医療機関受診と、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出をお願いしています。

食物アレルギーの症状は、成長に伴い変化します。不必要な除去は、成長期にある子供達にとって必要な栄養素が不足するなど、健全な成長の妨げになることがあります。文部科学省のガイドラインでも毎年医療機関を受診するよう求められており、正確な診断のもと、本当に除去が必要なアレルゲンだけを取り除くことが大切です。

Q. 給食での対応の詳細な献立表とは具体的にどのようなものですか？

A. 給食で使用される食品すべてのアレルゲン情報を示したものです。

献立ごとに使用されている食材、調味料について詳しく明記した献立明細表と、加工品や調味料などに含まれている原材料を明記した配合表を提供しています。

※ 全園児に配付する献立表には、使用量の少ない食材、加工品に含まれる食材について明記されない場合があります。

Q. 幼稚園におけるエピペン®の取扱いはどのようになっていますか？

A. 所定の手続きを経た上で、幼稚園への持参やお預かりが可能です。

緊急時補助治療薬として、アナフィラキシーの既往歴がある又はアナフィラキシー発症の危険性がある園児に処方されるエピペン®ですが、幼稚園では緊急時に備えて職員室等でのお預かりが可能です。その際、「エピペン®に関する情報の提供について」を併せてご提出いただき、アレルゲンや緊急時連絡先等を幼稚園・教育局・消防本部で情報共有することで迅速な対応につなげていきます。

なお、エピペン®のお預かりがある場合には、緊急時における食物アレルギー対応が必要となりますので、学校生活管理指導表を提出いただき、面談の実施が必須となります。

子供達が楽しく安心して生活するために適切な対応ができるよう、今後も最新の情報に基づき対応マニュアルに修正を加えながら対応していくよう努めます。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」は市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kyoiku/kyushoku/2/1001176.html>



問合せ先

つくば市 教育局 健康教育課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

☎ 029-883-1111(代表)

☎ 029-868-7613

✉ edc060@city.tsukuba.lg.jp